

令和8年2月26日

“吾妻通りをほこみち指定”
～福島市初 人が主役のストリート始動！！～ SANKAKU
STREET▲

道路空間の新たな利活用を図るため、福島市で初めて、吾妻通りをほこみちの路線（歩行者利便増進道路）の指定を行ったところです。

今後、区域（利便増進誘導区域）指定を行い、これらの指定により、民間が主体となって日常的に賑わいや憩いの空間として歩道空間の利活用が可能となります。

<歩行者利便増進道路・利便増進誘導区域指定区間>

▲路線名：市道栄町・上町線の一部（通称：吾妻通り）

▲場 所：福島駅東口から国道13号まで 延長220.3m

▲路線指定（歩行者利便増進道路）：令和8年2月17日（告示中）

▲区域指定（利便増進誘導区域）：令和8年2月27日（告示予定）
※歩道の一部（出入り等に支障のない場所）

▲運用開始：令和8年4月～（予定）

▲利 活 用：賑わいや憩いの空間づくり等
（ベンチ、テーブル等の設置キッチンカー、
日よけの parasol 等）

▲運営等の詳細については、今後公表

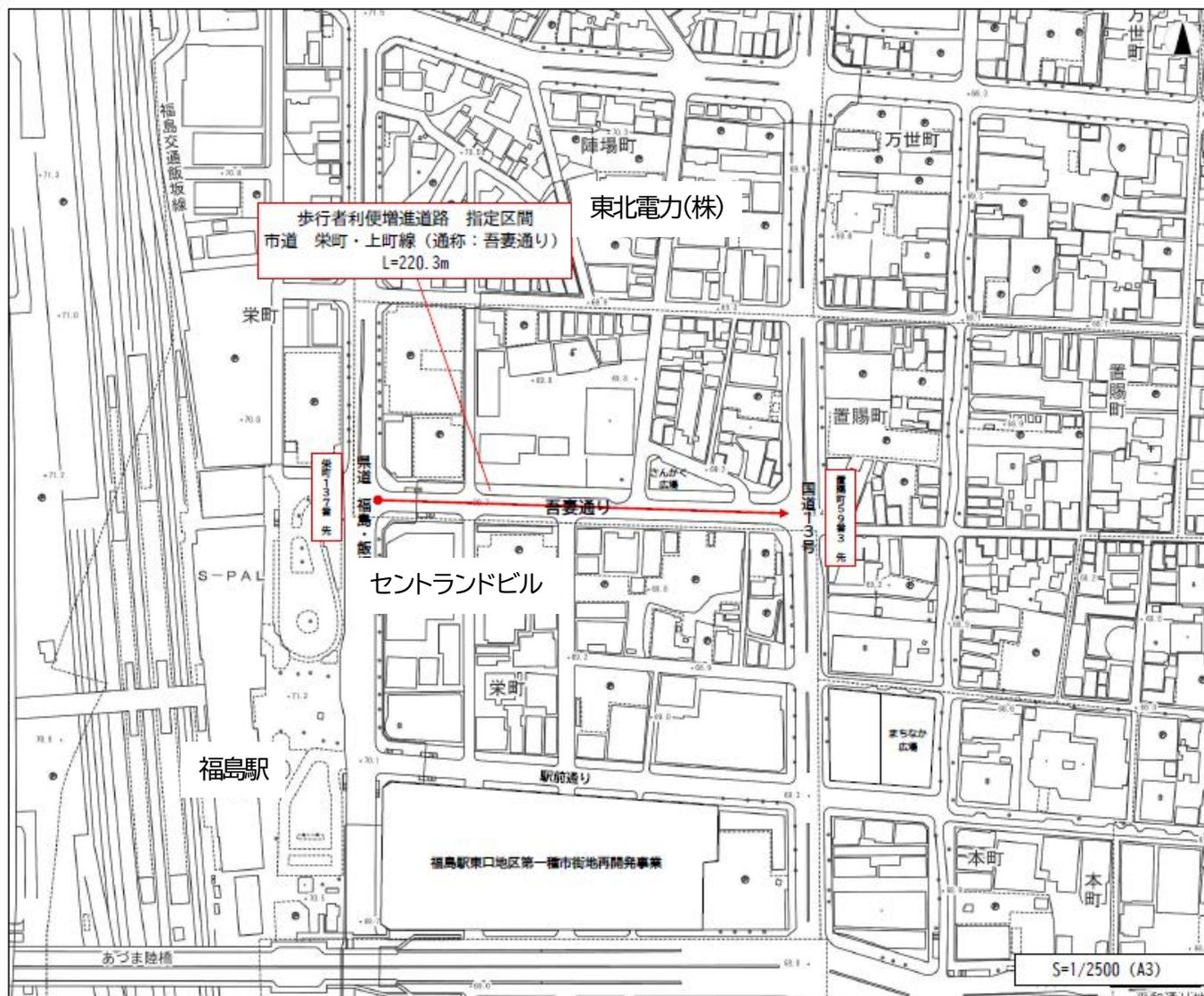
<ほこみちの制度>

・国土交通省では、道路法の一部を改正する法律（令和2年5月27日公布、11月25日施行）により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度を創設しました。



担当：路政課 事業調整係
課長 森口
課長補佐 香野
電話 024-525-3770（直通）

位置図
(歩行者利便増進道路に指定する区間)



吾妻通りほこみち指定

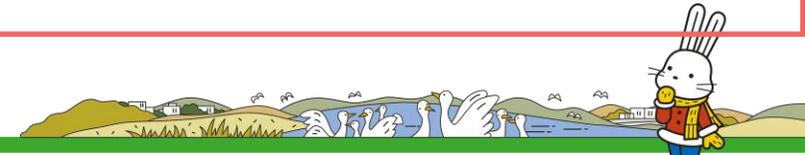
～福島市初、人が主役のストリート始動!!～

<歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度>
道路法の改正による道路空間の新たな利活用を目的とした賑わいのある道路空間創出のため指定制度（道路法改正：令和2年5月27日公布）

指定する路線



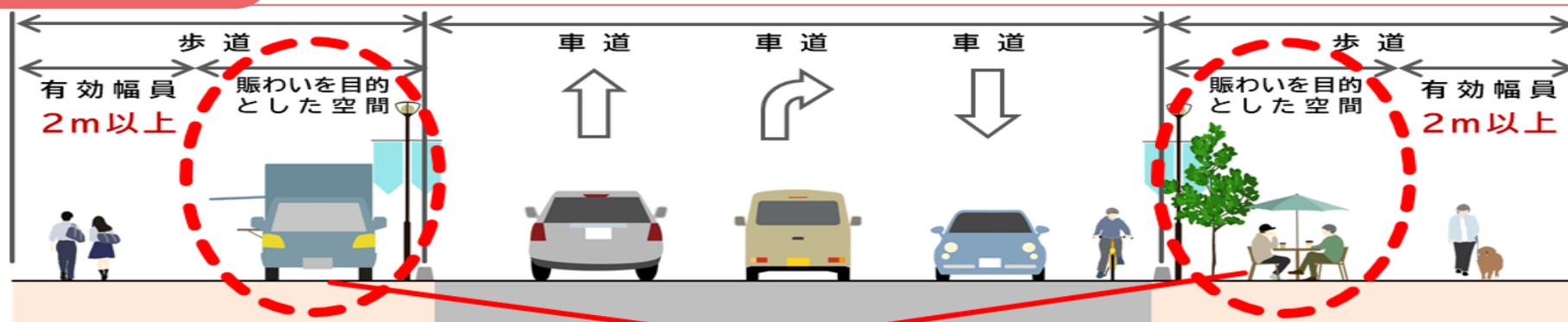
- ▲路線名：市道 栄町・上町線の一部（吾妻通り）
- ▲場所：福島駅東口から国道13号まで延長220.3m
- ▲利活用区域：歩道の一部（出入り等に支障のない場所）
- ▲路線指定：令和8年2月17日（告示中）
- ▲区域指定：令和8年2月27日（告示予定）



令和8年4月運用開始!

活用イメージ

県内で2例目 市町村道では初



歩行者の利便増進を図る空間



利活用の例



<活用例>

賑わいや憩いの空間づくり等
・ベンチ、テーブルなどの設置
キッチンカー
日よけのパラソル等

・運用の詳細については、今後公表

